



「すべての女性が輝く政策パッケージ」を策定

10月10日に安倍首相自らが本部長を務める「すべての女性が輝く社会づくり本部」の初会合が首相官邸で行われ、女性の活躍を後押し、来年の春頃までに早急を実施すべき施策を「すべての女性が輝く政策パッケージ」として、取りまとめました。

なお、9月12～14日に政府、経済界で女性の活躍できる社会づくりを話し合う「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」が開催されました。安倍首相は基調講演において、「女性がいつでも誰でも夢にチャレンジできる社会」を2020年までに実現するため、政策を切れ目なく打ち出すと強調し、女性の活躍を後押しする政策を総合的に示す「全ての女性が輝く政策パッケージ」を10月に取りまとめると表明していました。



出所：首相官邸ホームページ

■ 女性が直面している課題に対する解決策としての施策

現在、女性の置かれている状況は様々で、直面している課題として以下の点が挙げられており、これらの解決策として、今回の政策パッケージが策定されています。

- 組織の中で「ガラスの天井*」を感じている女性
- 出産・子育て・介護において、精神的・経済的な悩みを抱える女性、仕事との両立に苦労している女性
- 正社員として働きたいが機会に恵まれず非正規雇用で働いている女性
- ひとり親として世帯を支えている女性
- ストーカー、配偶者等からの暴力

*企業等において、昇進に値する人材が性別などを理由に昇進できないような状態にあることを、キャリアアップを阻む”見えない天井”になぞらえたもの。

■ 6つの項目において35の施策を示し、来春までに実行する方針

今回、右記の6つの項目において合計35の施策が示され、来春までに進めていく方針が打ち出されました。また、「すべての女性が輝く社会づくり本部」では、今後も、施策の進捗状況をもとに課題などが話合われ、女性の社会進出での活躍を促進していく方針です。

会合の中で、安倍首相は改めて「すべての女性が輝く社会をつくることは、安倍内閣の最重要課題である」ことを強く強調しました。また、我が国最大の潜在力である”女性の力”を最大限発揮できるようにすることは、企業の活動、行政、地域などに多様な新しい視点、創意工夫をもたらすとし、指導的立場で活躍する女性を増やすのは重要であるとしています。そのためにも、現在会期中の臨時国会において、大企業や行政機関に女性登用の計画や数値目標設定を義務づける「女性活躍推進法案」が成立される予定です。

6つの項目とそれぞれの主な施策	
① 安心のできる妊娠・出産・子育て・介護	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 切れ目のない妊娠・出産支援の強化 ✓ 子供・子育て新支援制度によるすべての子育て家庭への支援の充実 ✓ 良質な家事・子育て支援サービスの充実
② 職場での活躍	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 就職に際しての「女性のチャレンジ応援プラン」の策定とその推進 ✓ 働き方の見直しとして、「働く女性の処遇改善プラン」(仮称)の推進 ✓ 就業継続にあたり、仕事と家庭の両立支援に向けた企業の取組促進
③ 地域での活躍、起業	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域活動、起業に際しての「女性のチャレンジ応援プラン」の策定とその推進 ✓ 資金集めやノウハウ不足などの課題に対し、起業機会拡大のための環境整備
④ 健康で安定した生活	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 女性の健康に係る相談・支援サービスの充実 ✓ 母子家庭への総合的な支援体制の強化
⑤ 安全・安心な暮らし	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 女性を対象とする犯罪の未然防止対策等の推進 ✓ 配偶者からの暴力に対する支援の充実
⑥ 人や情報とつながり	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 女性の活躍応援ポータルサイト(仮称)の創設 ✓ 男女共同参画センターなどの多様な主体からなる地域のネットワークづくり

今後も社会全体として「女性の活躍」に向けた取り組みが進む中、引き続き「女性の活躍」によって中長期的に企業価値が向上する企業に注目が集まりそうです。



ファンドの特色

- わが国の株式を主要投資対象とし、日本の新たな成長戦略の中核と位置づけられる「女性の活躍」をテーマに、中長期的に投資魅力が高いと判断される銘柄に実質的に投資します。
- ポートフォリオの構築に際しては、ボトムアップ・アプローチによる個別企業の調査や産業調査等を通じて銘柄分析を行い、利益成長性が高いと判断される銘柄に投資を行います。
- 原則として、年2回決算を行い、決算毎に収益分配方針に基づき分配を行います。

投資リスク

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式への投資を行いますので、組入れた有価証券等の値動きにより当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

お申込みメモ・ファンドの費用

当初信託設定日	平成26年6月6日
購入単位	販売会社が定める単位 収益分配金を再投資する場合は1口の整数倍とします。
購入価額	購入申込受付日の基準価額（当初申込期間中は1口=1円） ※ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	換金申込受付日から起算して5営業日目より、申込みの販売会社でお支払いします。
申込締切時間	営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込み分とします。
購入の申込期間	当初申込期間：平成26年5月19日～平成26年6月5日 継続申込期間：平成26年6月6日～平成27年7月17日 ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により、大口のご換金の場合には制限を設けさせていただく場合があります。
購入・換金 申込受付中止 および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の購入・換金の申込みの受け付けを中止することおよびすでに受付けた申込みの受け付けを取消す場合があります。
信託期間	平成36年4月17日まで ※委託会社は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、信託期間を延長することができます。
繰上償還	受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還することがあります。
決算日	毎年4月17日および10月17日（休業日の場合は翌営業日） ただし、第1期決算日は平成26年10月17日

収益分配	毎決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※「一般コース」および「自動継続投資コース」があります。 詳しくは、販売会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度の適用について、詳しくは、販売会社までお問い合わせください。益金不算入制度ならびに配当控除の適用が可能です。

投資家が直接的に負担する費用

購入時手数料	3.24% (税抜 3.0%) を上限として販売会社が定める手数料率を、購入申込受付日の基準価額に乗じて得た額となります。 ※自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

投資家が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に年率1.4418% (税抜 1.335%) を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。運用管理費用(信託報酬)の配分は、以下のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>(委託会社)</td> <td>年率0.70% (税抜)</td> </tr> <tr> <td>(販売会社)</td> <td>年率0.60% (税抜)</td> </tr> <tr> <td>(受託会社)</td> <td>年率0.035% (税抜)</td> </tr> </table>	(委託会社)	年率0.70% (税抜)	(販売会社)	年率0.60% (税抜)	(受託会社)	年率0.035% (税抜)
(委託会社)	年率0.70% (税抜)						
(販売会社)	年率0.60% (税抜)						
(受託会社)	年率0.035% (税抜)						
その他費用・ 手数料	監査費用、目論見書等の作成、印刷および交付費用および公告費用等の管理、運営にかかる費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用等が、信託財産より支払われます。◆その他費用・手数料については、資産規模および運用状況等により変動しますので、料率、上限額等を表示することができません。						

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」をご覧ください。

委託会社、その他関係法人

委託会社：BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社(ファンドの信託財産の運用指図等)

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第406号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

受託会社：野村信託銀行株式会社(ファンドの信託財産の保管・管理業務等)、販売会社：(募集・販売の取扱い等)

ご留意事項

■当資料は、BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成した金商法第13条第5項に規定する目論見書以外のその他の資料です。■当資料は信頼できると判断した情報に基づき作成しておりますが、情報の正確性・完全性について保証するものではありません。■当資料に掲載されている数値、図表等は、特に断りのない限り当資料作成時点のものであり、事前の連絡なしに今後変更されることがあります。■当ファンドに生じた損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。■当ファンドのご購入に際しては、販売会社よりお渡しします投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、お客様ご自身でご判断ください。